

令和5年度 第3回熊本県私立学校審議会 議事録

日時	令和6年3月6日（水） 10時00分～12時00分
場所	熊本県庁本館5階 審議会室
出席者	委員10名、事務局5名
議事の概要	以下のとおり

事務局	(令和5年度第3回熊本県私立学校審議会の開会を宣言。委員定数12名中10名の出席を確認し、定足数を満たしていることを報告。)
総務私学局長	(挨拶)
事務局	(熊本県私立学校審議会運営規程第5条により、会長に議長を依頼。)
会長	(挨拶) (諮問事項(5)は、熊本県私立学校審議会運営規程第11条但し書きで別表に定める「私立学校の設置に関すること」に該当するので、非公開。) (諮問事項の(6)、(7)及び事前協議事項(8)は、「私立学校の設置に関すること」に関連し、学校設置計画と切り離して審議することが難しいため、運営規程別表中「その他、会長が非公開で行うことが必要であると決定した議事」として、併せて非公開。 (議事録署名人は荒木委員と米澤委員を指名。)
事務局	諮問事項①「勇志国際高等学校の学則変更認可について」の審議 (諮問事項について説明。)
委員	一度に登校する人数が120人というのはどこからきているのか。生徒は750人いるのでは。
事務局	通信制なので一度に全生徒に登校はしない。こちらの大分学習センターでは30人入る教室を4つ備えているので、 $30 \times 4 = 120$ 人と計算している。
委員	大分の学習センターの面積について、全日制の基準より狭いものとなっている。なんの基準もなく狭くてもよいのか。その時々判断で認可をするのはどうかと思う。
事務局	1人1m ² で考えて人数と同じ程度の面積が確保されていれば教育上支障はないと考えている。

会長	その他、御意見、御質問はないか。 他になければ、諮問事項①「勇志国際高等学校の学則変更認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この認可については適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項②「くまもと清陵高等学校の学則変更認可について」の審議 (諮問事項について説明。)
委員	本校が熊本にあって、サテライト校を他県に設置する場合は、設置する県の認可は必要ないのか。
事務局	設置する県の基準があればそれを参酌するが、認可は熊本県で行う。
委員	逆の場合は。
事務局	熊本県が関与する法上の規定はない。
委員	現在は通信制の生徒がとても増えている。需要がある。当該設置場所の都道府県も把握できるような環境づくりが必要ではないか。
会長	他になければ、諮問事項②「くまもと清陵高等学校の学則変更認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項③「秀岳館高等学校の定員減に伴う学則変更認可について」の審議 (諮問事項について説明。)
会長	諮問事項③「秀岳館高等学校の定員減に伴う学則変更認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決定した。

事務局	諮問事項④「メディカル・カレッジ青照館の学校廃止認可について」の審議 (諮問事項について説明。)
会長	諮問事項④「メディカル・カレッジ青照館の学校廃止認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項⑤「各種学校の設置認可について」の審議 (諮問事項について説明。) ※議事内容については、非公開のため省略。
会長	それでは、諮問事項⑤「各種学校の設置認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項⑥「専修学校の分野設置認可について」の審議 (諮問事項について説明。) ※議事内容については、非公開のため省略。
会長	それでは、諮問事項⑥「専修学校の分野設置認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項⑦「専修学校の分野変更認可について」の審議 (諮問事項について説明。)

	※議事内容については、非公開のため省略。
会長	それでは、諮問事項⑦「専修学校の分野変更認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決定した。
事務局	事前協議事項⑧「専修学校の分野設置に係る事業計画について」の協議 (事前協議事項について説明。) ※議事内容については、非公開のため省略。
会長	それでは事前協議事項⑧「専修学校の分野設置に係る事業計画について」は、適当であると報告することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この事前協議事項については、適当であると報告することに決定した。 長時間にわたる御審議感謝する。事務局にマイクをお返しする。
事務局	(閉会を宣言。本日の審議結果は、今後、事務局で速やかに知事に答申する準備を行うことを説明。)